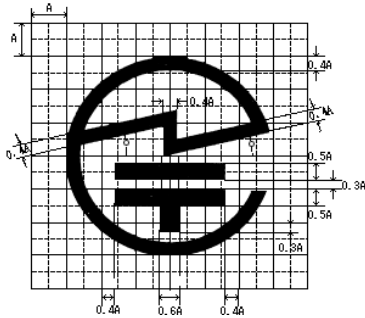


証明ラベルの様式

1. 適合証明又は認証の表示は、次のマークの様式に記号 R 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付したものである。

マークの様式



- 1) マークの大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
- 2) 材料は、容易に損傷しないものであること。
- 3) 地色は、適宜とすること。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- 4) 技術基準適合証明又は工事設計認証番号は第 2 項のとおりであること。
- 5) 記載方法については、要求事項に従うこと。

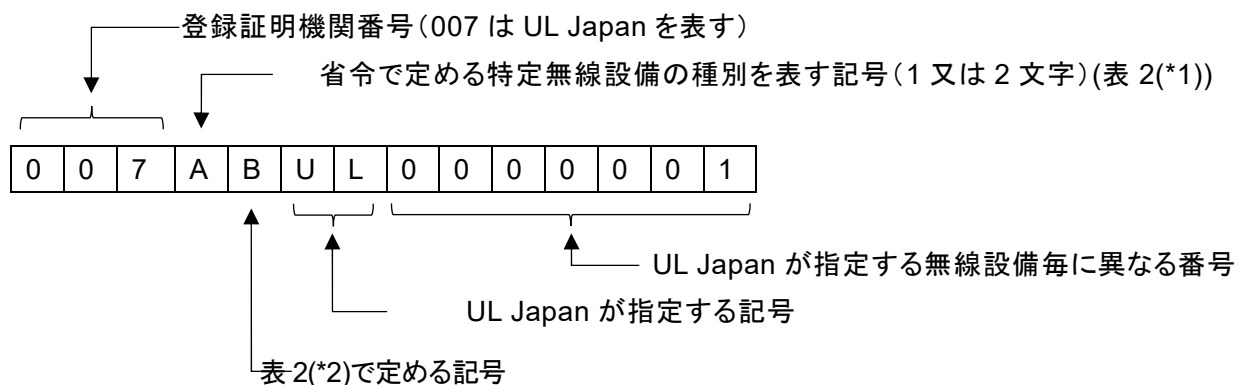
2. 技術基準適合証明及び工事設計認証番号

2-1 技術基準適合証明

- 1) 証明番号の最初の 3 文字は登録証明機関として当社に割り当てられた 007 とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い、省令で定めるとおり(表 2(*1))とし、その他文字は、当社の定めるものとする。
- 2) 当社で定める文字の最初の 1 文字目は表 2(*2)のとおりとし、3 文字目及び 4 文字目は UL とする。また、それに続く番号は、7 桁とし、当社指定の記号別に個々の無線設備ごとに異なる番号とする。

技術基準適合証明番号の付し方の例

※表示方法については、本規定第 24 条に基づくものとする。



2-2 工事設計認証

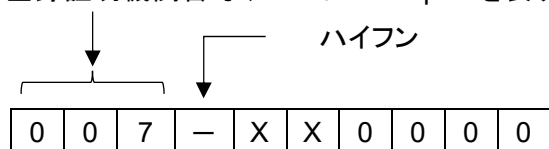
認証番号の最初の 3 文字は登録証明機関として当社に割り当てられた 007 とし、4 文字目は「 - (ハイフン) 」とし、5 文字目から 10 文字目までは当社の定めるものとする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

- 1) 異なる認証工事設計に基づく 2 つ以上の特定無線設備により 1 つの無線設備を構成するものである場合は、当該 1 つの無線設備に対して 1 つの工事設計認証番号とすることができる
- 2) 認証工事設計について新たな工事設計認証をした場合は、当該認証工事設計に基づく適合表示無線設備の変更の工事を伴わないときに限り、当該認証工事設計に係る工事設計認証番号を新たな工事設計認証番号とすることができる。この場合において、当該工事設計認証番号に係る表示が付された特定無線設備については、新たな表示が付されたものとみなす。
- 3) 認証工事設計について、変更の工事を伴う場合は変更申請として新たに工事設計認証番号を表示するただし、同番認証ガイドラインに該当する場合を除く。

工事設計認証番号の付し方の例

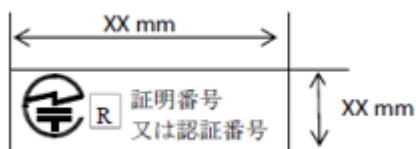
※表示方法については、本規定第 34 条に基づくものとする。

登録証明機関番号 (007 は UL Japan を表す)



UL Japan が指定する記号及び番号

証明ラベル表示の例



証明ラベルの寸法の目安: 技適マーク、記号 R、証明番号又は認証番号が横並び(一行)で表示可能な寸法

※同番認証

最新の同番認証ガイドラインに基づき、同一番号を付与することができる。